

平成30年度メディア芸術クリエイター育成支援事業 募集要項

文化庁では文化庁メディア芸術祭において受賞作品や審査委員会推薦作品に選ばれた若手クリエイターの創作活動を支援するプロジェクトを実施しています。本年度は、新たに企業等を含めた団体への支援も始まります。

広く新しい作品の企画を募り、専門家からのアドバイスや技術提供をはじめとした育成支援、国内外のクリエイターとの交流会、成果発表の機会の提供や制作費の支援など、様々な形で選出された企画の具体化を支援します。

次への飛躍へ向けて意欲ある企画をお待ちしています。

【募集内容】

メディア芸術分野の新しい作品の企画。

(自主制作、商業作品を問わず、インタラクティブアート、映像、ウェブ、ゲーム、アニメーション、マンガなど。)

育成支援A (個人・団体) …………… 応募者の条件を満たしたクリエイターによる作品企画

(支援予算額 上限180万円)

育成支援B (団体) …………… 応募者の条件を満たしたクリエイターを代表とした団体による作品企画

(支援予算額 上限500万円)

【応募者の条件】

1. 応募企画の制作者(団体の場合は代表者)が、これまでに文化庁メディア芸術祭において受賞歴もしくは推薦作品への選出歴がある若手クリエイター(概ね35歳までを目安としますが、選考にあたってはこれまでの活動歴等を考慮し決定するため、この限りではありません。)であること。
2. 日本国籍又は日本の永住資格を有すること。
3. 団体での応募も可能。ただし、代表者が条件1.に該当していること。
4. 企画の実現にあたり、アドバイザーとの面談(3回程度)、研修・交流プログラム、ならびに2019年3月に実施予定の成果プレゼンテーションに参加が可能であること。

【応募企画の条件】

1. 企画は実現可能な内容、スケジュールとすること。(3月の成果プレゼンテーションまでに完成させることを必須としていませんが、完成していない場合でも成果プレゼンテーションで成果がわかるもの(試作品、プロトタイプ、ダイジェストムービーなど)を発表することが必須です。
2. 支援を受けた作品は2019年12月末までに完成し、完成作品自体や作品の記録映像を収めたDVDを1部提出すること。
※期限までの完成および提出が困難な場合は、理由書などの提出が必要となります。
3. 本支援を受けて完成した作品を発表する際には、本支援を受けた旨を明記すること。
4. 団体での応募の場合、必ず団体名で応募をし、応募フォーム内で団体メンバー全員の氏名および所属先を登録すること。

団体名の例：

『企画名』制作チーム / ユニット名 / 作家名の連名 / 企業名 等

※ 応募フォーム内で必ず代表者名を登録すること。

【選考スケジュール】

募集期間	2018年7月2日(月)～7月20日(金)正午(メール送付・応募書類必着)
1次選考(書類)	2018年7月下旬
2次選考(面談)	2018年8月上旬(1次選考通過者に別途連絡)
選考結果発表	2018年8月中旬(公式ウェブサイト内で発表)

【採択後のスケジュール(予定)】

初回面談 2018年9月上旬

中間面談	2018年11月上旬
最終面談	2019年1月中旬
成果プレゼンテーション	2019年3月

※上記以外にも適宜必要に応じて、勉強会等の機会を設ける予定です。

【支援内容】

選出された企画には下記の支援を行います。詳細については選出された企画内容に基づき、個別に協議の上、決定いたします。

1. レベルアップサポート：企画内容に基づき、アドバイザーをはじめとした様々な専門家からのアドバイスや技術提供の機会を提供します。
〈例〉アニメーション作品の制作にあたり、音楽の専門家からのアドバイスをもらう等。
2. 発信サポート：取り組んだ企画が今後の発表に繋がるように発信サポートを行います。本事業のウェブサイトだけでなくリリースの発信、成果プレゼンテーション時には企画を紹介するリーフレット（日英）を作成予定です。
3. 海外クリエイターとの交流：文化庁が招へいし、滞在制作を行う海外クリエイターとの交流の機会を提供します。
4. 制作サポート：企画内容に応じた育成支援。「育成支援A（個人・団体）」の企画への支援費用（資料調査費・材料費等）は180万円を上限とし、「育成支援B（団体）」の企画への支援費用（資料調査費・材料費等）は500万円を上限とします。支援額は提出された企画内容に沿って決定します（決定された支援額を超える場合の超過分については自己負担とします）。

※ 応募者自身（団体応募の場合は団体メンバー全員）と応募者と生計を一にする者、応募者が所属する企業等に対する制作作業費（人件費等）は含むことが出来ません。

【応募方法】

①エントリーフォームからエントリー

- ・ページ最後にあるエントリーフォームをクリックし、必要事項を入力してください。
- ・入力終了後、送信ボタンをクリックするとエントリー完了メールが届きます。
- ・完了メールには、エントリー番号と選考のための【提出書類】の送信先メールアドレスが記載されています。

②応募書類の提出

- ・応募を完了するためには、書類の提出が必須となります。下記【提出書類】と【提出方法】をご確認の上、提出してください。

【提出書類】

下記の①～④を必ず提出してください。

①企画書 **形式自由** 育成支援を受けたいプロジェクトの企画書

- ・A4 タテ、背景白、最大 10 枚以内で提出してください。

企画書は、選考において重視される資料です。企画内容の具体的な詳細が分かる資料として、下記の内容を加味して提出してください。

メディアアート、ゲーム・・・作品コンセプト、作品形態、使用する制作ソフトや技法、完成時の具体的なイメージなど

アニメーション・・・ストーリー、使用する手法や制作ソフト、映像のイメージやスケッチ、絵コンテなど
マンガ・・・ストーリープロット、キャラクター、完成時の発表方法（冊子、ウェブサイト等）、想定される読者層および掲載誌など

②予算書 **定型様式** 定型の様式をダウンロードし、予算内容を記載してください。

- ・予算書は、支援内容を決定するための重要な資料です。記入時点で可能な限り詳細な金額を記載してください。
- ・企画が採択された際には、この予算書をもとに支援額を決定します。

※ 再度詳細な見積もりを提出頂く場合があります。

- ・この予算書には、企画にかかる必要な経費を自己資金も含め全て記載してください。その中で支援可能額(180万円あるいは500万円上限)をどのように使用するかを明記してください。
- ・展示・上映を必須とする企画の場合は、会場費や機材レンタル費等も含んだ内容を提出してください。またその場合の会場候補も具体的に企画書に含めてください。会場の手配等をするためのサポートはしますが、事務局からは成果プレゼンテーション以外で会場提供を行うことはありません。

＜支援額として計上できる経費について＞

- ・PC やカメラ、ソフトウェアなど消耗品ではない 機材・物品の購入は原則認められません。必要な場合は、レンタルでの使用もしくは自己資金での調達としてください。
※ 作品の一部として必要になるような機材・備品の購入については事務局と協議の上、認められる場合があります。
- ・応募者自身（団体応募の場合は団体メンバー全員）と応募者と生計を一にする者、応募者が所属する企業等に対しての制作作業費（人件費等）は含むことが出来ません。
- ・補助スタッフ等への制作作業費は認められます。単価・工数に加え、作業内容を明記してください。
- ・交通費として電車・バスなどのほか、新幹線・飛行機・フェリー等の交通機関の利用が可能です。（ただしタクシーの利用やグリーン車の使用は原則不可です。）
- ・宿泊費は一人一泊あたり税込10,000円を上限に認められます。宿泊の理由を明記してください。
- ・飲食費や懇親会費は認められません。
- ・作品との関連が不明瞭な経費の計上は認められません。
- ・支援の対象となる期間は、採択後に精算規則の説明がされてから、2019年3月11日（月）までの期間です。

③制作スケジュール **定型様式** 定型の様式をダウンロードし、記載してください。

- ・提出する企画の制作スケジュールは実現可能な内容としてください。
- ・2019年3月以降も制作、発表予定がある場合は記載してください。

④ポートフォリオ **形式自由** これまでの活動や制作した作品が分かる資料。

- ・A4 タテ、背景白、最大10枚以内で提出してください。

【提出方法】

- ・提出期限は7月20日(金)正午 メール送付・応募書類必着です。
- ・①～④の書類には必ずエントリー番号を記載してください。
- ・②③は必ずメールで送信してください。
- ・①④はメールもしくは郵送で提出してください。
- ・①④をメール提出する場合は、①～④をまとめて送付してください。

《メール送付の場合》

- ・①④をデータで提出する場合は、オンラインストレージ (firestorage、GigaFile 便など) を使用しデータをアップロードし、リンク先をメールに記載してください。その際、ストレージ上の保存期間がある場合は、その旨も記載してください。
- ・映像資料が含まれる場合、①④いずれも10分以内に編集し、既存の動画や静止画の投稿・共有サイト、もしくはご自身のウェブサイト等を利用して、インターネット上にアップロードし、リンク先を明記してください。
アップロード先の例) YouTube、vimeo など

《郵送の場合》

- ・①④の資料を郵送する場合は、各6部を下記送付先までお送りください。
- ・映像資料の場合は、①④いずれも10分以内に編集し、PC または専用デッキの双方で再生可能なDVD またはBlu-ray ディスクを6枚お送りください。

【採択件数】

育成支援A（個人・団体）…………… 5～7件 程度
育成支援B（団体）…………… 1件 程度

■お問合せ・企画書の送付先

〒104-0061 東京都中央区銀座1-8-16

CG-ARTS（公益財団法人画像情報教育振興協会） 文化事業部

TEL 03-3535-3501 FAX 03-3562-4840（受付時間：平日10時～18時）

【応募に関する注意事項】

- ・提出資料は返却いたしません。また受領の連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・企画書や資料の制作および送付に関する費用は応募者の負担です。
- ・審査の経過および審査結果に関するお問い合わせはお受けできません。
- ・本事業では、制作された作品の展覧会の開催は予定しておりません。
- ・完成した作品の著作権は作者に帰属し、作品の展示や紹介を自由に行うことができます。
- ・完成した作品は、文化庁が実施する事業の広報の範囲に限り複製、上映、公衆送信（放送）、自動公衆送信（ウェブサイトの公開）、展示、翻訳等の行為を無償でさせていただくことがあります。
- ・企画する作品内に著作権を有するイメージや楽曲を使用する場合は、その旨を応募申込書の備考に明記してください。

【個人情報の取り扱い】

応募者の個人情報の考え方を以下の通りに定め、これを遵守することにより個人情報の漏洩、流出等の防止に注意を払います。

1. 個人情報の利用目的

応募者の個人情報は、以下の利用目的の範囲内でのみ利用させていただきます。

- (1) 審査結果の通知
- (2) 応募企画について確認事項のご連絡
- (3) 本事業の向上に役立てるための統計分析
- (4) 選考企画のマスコミおよびウェブサイトへの公表（作品、氏名、所属、他）

上記目的のほか、ご本人の同意を得た範囲内で利用させていただく場合があります。

2. 第三者への開示・提供

応募者の個人情報を、ご本人の同意なく利用目的の達成に必要な範囲内における業務委託先以外の第三者に開示・提供いたしません。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために開示の必要があり、ご本人の同意を得ることが困難である場合、また法令により個人情報の開示が求められた場合はこの限りではありません。

3. 安全管理

応募者の個人情報は、適切な方法で管理・保護に努めます。上記「個人情報の取扱」の内容は、応募をもって応募者本人および応募団体の同意を得られたものとさせていただきます。